別記様式第九号（第二十五条関係）　（Ａ４）

業務等状況報告書

家賃債務保証業者登録規程第２５条の規定により、次のとおり報告します。

年　月　日

地方整備局長
北海道開発局長 殿
沖縄総合事務局長

報告者　住　所
商号又は名称
氏　名　印

＊受付番号　＊受付年月日　報告時の登録番号（　）

１　業務の状況

期間	年　月　日から　年　月　日までの１年間 報告基準日　年　月　日	
家賃債務保証委託契約の実績	保有契約件数	件
	新規契約件数	件
従事従業者数		人
その他報告事項		

２　財産の管理状況

受領した家賃等の分別管理の状況	・賃貸人ごとに受領家賃等を信託管理 ・賃貸人ごとに家賃等受領口座を区分 ・自社集金口座において、賃貸人ごとに勘定を区分 ・会計ソフトウェアを用いて賃貸人ごとに区分管理 ・月締めで賃貸人に受領家賃等を送金 ・家賃等の受領事務なし ・その他　（　）
その他保全措置等	・第三者機関の預り金保証制度により保全 ・家賃等の受領事務なし ・その他　（　）

３　純資産

純資産額	千円	報告基準日 年　月　日

備考
①届出者は、＊印の欄には記入しないこと。
②財産の管理状況は、該当する選択肢の全てに○を記入し、「その他」については具体的状況を記述すること。
③直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第４７２２号
大阪市北区豊崎１丁目11番６―701号、前住所大阪市北区中之島４丁目３番20―2703号
債務者　ドリーム・ファクトリー・ヒールこと　藤原伸彦こと　藤原　伸
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　英倫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４５１号
大阪府豊中市服部西町１丁目３番28―204号
債務者　大城けい子
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　孝広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６５４号
神戸市須磨区清水台１番地の８　グレーシィ須磨アルテピアⅠ番街1320号、従前の住所神戸市西区学園東町２丁目４番地　Ｄ―106号
債務者　和田　正統
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙島　章光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２１号
山形県西村山郡朝日町大字宮宿160番地１、前住所愛知県岡崎市小呂町字６丁目９番地　レインボーヒルⅡ　201
債務者　成原　佳紀（旧姓栢沼）
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金山　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月14日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７９号
山形県米沢市大町１丁目１番８号
債務者　大竹　和博
1　決定年月日時　平成29年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長岡　克典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月７日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第３７７３号
大阪府東大阪市稲田本町３丁目19番17号
債務者　新家　隆弘
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　隆之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６６号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目48番地の３、前住所大阪府豊中市利倉２丁目21番25号
債務者　ノザキ金属製作所こと　野崎　守
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　英幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係